

Title	治安維持法反対論の諸相
Sub Title	The Variety of Objections to the Peace Preservation Law (Chian-Ijicho) in 1925
Author	小栗, 勝也(Oguri, Katsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.1 (1995. 1) ,p.509- 537
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中村勝範教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950128-0509

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

治安維持法反対論の諸相

小栗 勝也

- 一 問題の所在
- 二 政府の法案提出理由と反対論者
- 三 代表的反対論者の主張
- 四 中間的反対論の特徴
- 五 革命肯定論者の反対論
- 六 結語

一 問題の所在

大正十四年二月、第一次加藤高明内閣は第五十回帝国議會に治安維持法案を提出し、同年三月貴衆両院はこれを可決した。無政府主義及び共產主義の実行を取締ることを目的とした同法に関しては、これまで多くの研究がなされてきた。⁽¹⁾そこでは主としてこの法律の成立背景について関心が払われ、同法に対する当時の反対論についてまとまった形で取り上げた独立の研究としては、管見の限りでは一論考があるのみである。⁽²⁾同論文は、治安維持法は当時における政治上の進歩と反動とを区別する「基本的指標」であり、同法に反対した者は「政治的進歩の側に立つもの」であ

ったのに対し、これを制定した政府は「反革命的本質」をもつ政治的「反動の側に立つものであると評し、当時の「すべての階級」はこの法案に賛成するか否かによって、進歩の側に立つか反動の側に立つかの「態度決定をせまられた」とする⁽³⁾。この記述によれば、当時の日本においては治安維持法に賛成するか否かという点が思想の根幹を区分する分水嶺になっていたことになる。また、同法に反対した者は思想的に均一であった上に取締り対象の思想に好意的であったかの如き印象を読者に与える。

たしかに治安維持法に対する反対の声は大であった。しかし、当時の多くの反対論は、右の論文で革命的、進歩的と位置付けられている立場の側に立つか、これを否定する反革命的、反動的立場の側に立つかという観点から行われたのではない。反対の根拠は別の所にあった。治安維持法によって取締りを受けることになる思想を奉ずる者がこの法律に反対するのは当然のことであるが、かかる立場からする反対論は一部にすぎなかった。むしろ、これらの思想を否定する人びとによる主張の方が、このときの反対論に占めるウエイトは大きかった。他の既存研究でも反対論者中の右の如き区別を明確に指摘するものは見あたらない。

本稿は治安維持法成立当時に見られた反対論を再検討し、これらの主張も論者の基本的立場の違いによって幾つかに区分できること、そしてその中でも大勢の反対論は基本的立脚点において政府と根本的に相違するものではなかったことを論ずるものである。

二 政府の法案提出理由と反対論者

大正十四年二月十九日、憲政会、政友会、革新倶楽部を連立与党とする加藤高明内閣により治安維持法案が衆議院に提出された。政府を代表して若槻礼次郎内相が次のように法案提出理由を説明した。すなわち、わが国でも過激思

想は活発化の傾向にあるが、一般の口露国交回復の結果、彼我の往来頻繁となり、益々不穏なる運動は旺盛になると考えられる、これらに対しては刑法その他の取締法規があるが規定の不十分さと軽い量刑のため取締りの実をあげ得ない憾がある、そこで国体及び立憲政体を破壊する無政府主義や私有財産制度の根本からの否認による共産主義の実行等、わが国の国家組織の大綱を破壊するような社会運動中の最も危険なものを取締り、不穏行動を予防するために本法案を提出した、という⁽⁵⁾。

以上のように、治安維持法の目的は無政府主義及び共産主義の実践運動を取締ることにあったが、政府の念頭には常に革命後の労農ロシアがあった。無政府主義についても、今日の露国のようにプロレタリア独裁と称して議会政治を認めないものがないのだとし、また共産主義の極端なものは結局、無政府共産主義を求めることになると指摘するなど、無政府主義の危険は共産主義のそれに付随して論ぜられた。ロシア流の共産主義革命について、政府は、日本においては国体と相入れないのでみならず、暴力、内乱等により多大の犠牲を伴う恐るべき思想であるとした。加えて、財産の所有権があるからこそ人間は満足もし、それ故に競争を通じて社会も向上するのであるから、これを力づくで奪うことは我々の生存を否定することに外ならないとの認識も示していた。しかも、最近では右のような革命運動は直接行動よりも大衆への侵食を計るべく組織化や煽動等に力を注いでおり、これらの活動を双葉のうちに摘み取ってしまったらなければ、いざれ軍隊や警察も彼らの側に引き込まれてしまい、暴力革命の実行の段に移ったときには最早対処の仕様が無くなると考えていた⁽⁶⁾。モスクワを本拠地とする国際共産主義組織・コミンテルンが各地の革命運動を指揮していることは世界中に知られていたし、日本でもその支部である共産党が組織されたことは第一次日本共産党事件等により一般の人々の知るところとなっていた。これらの革命組織の存在を危険視し、その危険を未然に防ぎ止したいとするところに治安維持法の提出理由があった。

以上のような考えから政府が成案を確定したのは二月中旬であったが、すでに前年末から法案の準備されているこ

とは報道されていた。⁽⁷⁾ そのため、法案提出から三月十九日に貴族院を通過し成立するまでの間を含む前後数か月の間、わが国では同法反対の言動が随所で噴出した。このとき反対論を展開した勢力としては、与党三派を含む反対派議員、新聞・雑誌に代表される言論界、労働団体・思想団体等があった。

与党三派内でも一部に異論を唱える者が存在したために、政府は若槻内相を各党幹部と会見させたり、あるいは各党の代議士会に内相や小川平吉法相を派遣し、法案の趣旨を説明するなどして了解を求める努力を続けた。⁽⁸⁾ これらの働きかけもあって、当初の反対派議員の中には、その後法案賛成の立場に変化した者もあったが、依然として反対を主張し続けた者もあった。表1は新聞報道において反対派として名前の挙げられた議員及び採決時に反対した議員をまとめたものである。⁽⁹⁾ この表より、当初から反対派と目され、採決に至るまで反対の姿勢を崩さなかった議員として、表の右欄外に※印を付した尾崎行雄以下十二人を指摘することができる。さしあたり彼らを反対派議員の代表格と考えてよいであろう。この中でも特に清瀬一郎、星島二郎、有馬頼寧の三名は議会内外での言動が活発であり、新聞や雑誌でも常に好意的に取り扱われていた。⁽¹⁰⁾

言論界においても、新聞、雑誌は挙って同法案への反対を唱えていた。新聞記者の中には結東して反対を表明したり、反対同盟をつくり右の反対派議員と連携して氣勢をあげる動きもあった。⁽¹¹⁾ 当時の東京地方における主要新聞の社説においても幾度も正面から法案への反対が表明されていたし、⁽¹²⁾ その他の社説の中で間接的に言及されたり、社説以外のコラム欄や寄稿欄等の論説を含めると実に多数の反対論が見出される。雑誌においても反対論は溢れていた。さらに労働団体や思想団体等による反対演説会、大衆デモ等の示威運動も展開された。

いずれも治安維持法に対して厳しい批判を加えるものであった。しかし、これらの主張は決して単一色であったわけではない。各論者の立脚点には、同列に扱うことのできない異質のものを有する場合があった。そこで、当時の反対論を各々の立場の違いによって区分すると次の三つに分けることができる。第一は反対派議員及び新聞論説のすべ

表1 治安維持法案に反対した衆議院議員及び反対派と伝えられた衆議院議員

所属	3/7 衆院本会議		3/7付 新聞報道	2/19 反対声明	2/18 連合 協議会出席	2/15付 新聞報道	
	反対投票者	退席棄権者					
革新 新 俱 楽 部	尾崎 行雄 田崎 信蔵 星島 二郎 清瀬 一郎 湯浅 凡平		尾崎 田崎 星島 清瀬 湯浅 松本 君平 井上 利八 林田亀太郎	田崎 星島 清瀬 湯浅 林田	田崎 星島 清瀬 林田	尾崎 田崎 星島 清瀬 湯浅 松本 井上	※ ※ ※ ※
中正 俱 楽 部	畔田 明 坂東 幸太郎 今里準太郎 山田 愼平 本田 義成 佐藤 潤象		畔田 坂東 今里 〔他数名〕	畔田 坂東 本田	畔田 坂東	畔田 坂東 本田	※ ※ ※
実業 同 志 会	武藤 山治 森田 金蔵 古林喜代太 前野 芳造		武藤 〔以下7人〕				
無 所 属	猪野毛利栄 堪増 庸一 菊地謙二郎		菊地				
憲 政 会		斉藤 隆夫 永井隆太郎 比佐 晶一 加藤 鯛一 内ヶ崎作三郎 中太 貞頼 杉浦 武雄		加藤 中野 正剛 山榊 儀重	加藤 中野 山榊	永井 加藤 中野 山榊 横山勝太郎 石田安次郎 平野 光雄 山田 清兄	※
政 友 会		有馬 頼寧 山口 政二 安藤 正純		有馬 山口 安藤	有馬 山口 安藤	有馬 山口 安藤	※ ※ ※
計	18人	10人	〔約30人〕	14人〔外数名〕	12人	21人	

(注) 議員名は順不同。〔 〕は、概数で伝えられている部分。出典は註(9)を参照のこと。

てとその他多くの論者によって主張されたもので、これを代表的反対論と称することにする。彼らはロシア流の暴力革命思想を明確に否定した上で各々の持論を展開していたことに共通性がある。第二に、指摘する内容は第一の主張と共通しながらも、革命思想への態度が不鮮明な反対論があり、これを中間的立場の主張と考えておこう。第三に、以上の主張とは異なり、明らかに暴力革命を支持する立場からなされた反対論があった。以下に各々の主張を検討していこう。

三 代表的反対論者の主張

反対派議員と新聞の論説及び新聞や雑誌上に見られた反対論者の主張の多くは、基本的立脚点と論ずる内容に共通性があった。彼らの主張の特徴は、以下のようにまとめることができる。

第一に、思想上の基本的立脚点として暴力主義、革命主義を明確に否定していたという点である。例えば、自分は無論共產主義者でも無政府主義者でもない⁽¹⁴⁾と断わる清瀬一郎は、多くの犠牲と流血の惨を伴う「暴力革命」は「戦慄すべきものであり、「それ故に暴力を以て私有財産制度を変更すると云ふことは、之を弾圧することに於て人後に落ちませぬ」と明言し、政府が恐れるような革命組織が無ければ国家の為に皆と共に祝福する、と述べていた。⁽¹⁴⁾有馬頼寧も、もし政府がいうように「我国体を危ふくする処の計画」があるとしたら、もちろんそれは「如何に少数であっても（中略）取締らなければならない」⁽¹⁵⁾、日本の国を破壊させるような行為が善いか悪いかは今更論議する迄もないことであり、従ってもし、かくの如き行動をする者があれば、「それを取締ることは当然のことである」として⁽¹⁶⁾いた。新聞も同様の立場を示していた。『東京朝日新聞』は過激運動を取締る点においては何人も賛成し、反対する理由は見出せない、と述べ、⁽¹⁷⁾『東京日日新聞』もコミンテルンの宣伝は迷惑この上もないものであり、これに対して防止策を

構ずることは、わが国にとって「重要な防衛策」であり「必須の措置」である⁽¹⁸⁾、共産主義の伝播はわが国では「絶対に許されない」⁽¹⁹⁾とした。また、『時事新報』も露国流の革命主義の危険なるは申すまでもなき所⁽²⁰⁾といひ、『読売新聞』はロシアの共産主義は今でも大なる危険思想であり、日露国交回復にあたり赤化思想の宣伝禁止の点は「ドコ迄も譲歩せずに話を進めるのが肝要」⁽²²⁾と述べていた。

新聞紙上に連載七回に及ぶ長文の治安維持法批判を寄せた刑法学者の牧野英一も、国家の基本的制度を「不法に破壊」する者を取締り、「治安を維持するの必要を感じる」ことにおいて敢て人後におつるものではない⁽²³⁾と述べ、「兇暴の手段」を是認する「無責任な煽動家」とは一線を画していた。雑誌においても、例えばリベラリストの政治評論家として健筆を振っていた馬場恒吾の次のような指摘が見られる。すなわち、彼は、無産者による専制を唱えるロシア共産党は圧制的である点で専制君主制とかわらず、暴力的、排他的な革命運動の手段は大多数の民衆には受け入れられないものである、としていた⁽²⁴⁾。

以上のように、ロシア流の暴力主義、革命主義の思想を排斥していた点では、右の反対論者も前述した政府の立場とまったく同一である。すなわち、彼らは治安維持法に反対を唱えてはいたが、それは政府が取締りの対象とした革命思想を支持するがゆえに反対したのではなかった。彼らが反対した理由は、次に述べる第二点以下の所であった。

代表的反対論者の第二の特徴として次の点を挙げることができる。これは、彼らが治安維持法に反対した最大の理由でもある。すなわち、同法は共産主義や無政府主義だけでなく、議會を通じての合法的改革を求める思想・運動にまで適用される恐れがあるから反対であるとする主張である。本稿では本来の対象以外にも取締りが及ぶとする右のような指摘を拡大適用論と呼ぶことにする。ここで拡大適用され抑圧されると説かれた合法的改革には、私有財産制度に関わるものと政治制度に関するものの二つがある。例えば、清瀬は、立憲政治の価値は議会の立法手段によって広範な仕事ができる点にあるのだから、この手段によって行われるならば所有権の否認、すなわち私有財産制度の改

変も当然に可能でなければならぬ、しかし治安維持法はこれを制限することにならないか、と指摘する。⁽²⁵⁾ この指摘は私有財産制度に関わる拡大適用論である。また、例えば有馬は、貴族院改革や枢密院廃止等の議論も出されているように、従来の政治制度に不都合があれば議会を通じて改革すべきは当然必要なことである、これが政体変革の禁止条項に触れることになれば「自らを縛る縄を編む」ことに外ならないとした。⁽²⁶⁾ この指摘は政治制度に関する拡大適用論である。このように二つの側面から拡大適用される可能性があると説かれたが、その根拠は条文に実行手段の合法・非合法の区別が明示されていないことに加え、私有財産制度の否認及び政体の変革という言葉に含まれる範囲が不明確であるとする点にあった。

これらの点に関して政府は、本法で禁じようとする私有財産制度の否認とは所有権の概念を「根本から」否定することを指し、⁽²⁷⁾ 所有権者の同意なしに強制的に財産を「没収」⁽²⁸⁾ することをいうのであると説明する。従って、「今日の私有財産制度を認めて、人々の私有していたものを公営国营にすることは少しも差支えない」とした。⁽²⁹⁾ 私有財産制度を認めた上での財産の公有化とはいかなる場合を指すかといえば、例えば個人の所有物を取り上げる際に金銭其他を以て賠償をするのであれば、それは所有権を認めていることを意味し、私有財産制度の否認には該当しないという。⁽³⁰⁾ 土地収用法による公用徴収や所有権者の自発的意志により公有生活を営む場合も強制的没収には当らず抵触しないと⁽³¹⁾ する。要するに、政府も強制的没収によらない限り私有財産の公有化を是認するのである。

政体に関しても、立憲政治の基礎である民撰議院の存在を否定することを禁ずるのであって、それ以外の政治改革を禁止するものではないとした。⁽³²⁾ 政府は、過激思想を抱く者の中には大衆には受け入れられ難い国体否認の目的を隠蔽しながら、それに至る前段階として議会の否認を説く者が存在するがゆえにかかる条項を設けたと説明する。⁽³³⁾

以上の政府の立場からすれば、国体否認は別としても、この法律が私有財産制度や政治制度のいかなる改革をも禁圧するかの如く理解して非難することは、非難をする者が「誤解」をしていることになる。政府はこの誤解論から再

三にわたって弁明に努めた。⁽³⁴⁾

なお、政体変革禁止の部分は、それを設ける理由が政府のいうように実質上は国体否認の考えを抱く者を取締ることにあるのなら、国体の変革を禁止することのみで十分ではないかとの批判を受けて与党三派内での妥協がまとなり、法案審議の終盤で修正案として削除されることになった。従って政治体制に関するこの部分は反対派の攻撃対象から外されることになるが、私有財産制度の部分は原案のままとされたので、最後まで反対派の標的とされた。

そこで、この点に関する政府と代表的反対論者の意見を総合して考えてみると、結局、禁止の対象となる「私有財産制度」の「否認」という文字をどのように解釈するかによって相手の考え方に差異が生じていたといえる。政府は前述の通り一方的な強制的没収によらない限り私有財産の公有化は可能であり、いかなる意味でも私有財産制度の改革を禁止するわけではないとしていた。これに対し、反対論者は、条文からすれば当然、すべての私有財産制度改革が取締り対象に含まれるはずであり、誤解として片付けてしまうことが誤解であると反論し、⁽³⁵⁾政府の言を受け入れなかった。従って、仮りに反対論者が政府の説明を受け入れるか、または条文が「誤解」を招く余地のない表現で作られていたとしたら、両者の対立は生じなかったことになる。あくまで対立の原因は右のような解釈の相違にあり、思想的にまったく立場を異にするがゆえの対立ではなかった。しかし、結局、この点に関しては両者は平行線のままであった。

治安維持法が実際に議会主義的社會改革にまで拡大適用される恐れがあったか否かという問題は、いくつもの無産政党が同法制定以後に結成されただけでなく、同法の下でなお勢力を拡大することができたという事実にも照らして見るだけでも、大いに検討の余地のある問題である。⁽³⁶⁾しかし、拡大適用論者の主観の上では、これらの改革にも累が及ぶと考えられた。彼らの推測が妥当であったか否かについては、ここでは問題としない。重要なことは彼らの関心が、まさに議会主義的改革が抑圧されるかもしれないという点にあった事実である。換言すれば、議会権限の擁護という

ことである。星島の後年の回想によれば、当時彼は「護憲運動」の防衛という意識の下でこの法律に反対したという(37)。彼らは、このような意識から行動したのであって、それとは異なる革命思想を支持するが故にその取締りに反対したわけではなかったことに注意したい。

代表的反対論の第三点として、治安維持法を施行すればかえって過激思想が助長され、所期の目的と反対の結果になるとする逆効果論が主張された点を挙げる事ができる。例えば有馬は、同法を制定しても直ちに革命的運動を為さんとする者には何等の効果もないのに対して、過激でない立場の運動や言論に恐怖と不自由とを与え、純正なもの(38)の発達を阻害することになれば、得るところの利益よりも失う所の方が遙に大であるとした。清瀬も、立法を以て社会を改革することさえも禁止されることになれば「勢ひ暴行に訴へる者が出て来ても亦致し方がない」と述べる。また、『東洋経済新報』も同法は穩便な社会変革で進むべきところを却って「革命の惨をもたらすに至る」から国家前途のために慎むべきであると主張し、(40)前述の馬場や各紙社説も同種の逆効果論を展開していた。

このとき治安維持法に反発して悪化するのではないかと指摘されたものは、従来からの過激思想の持主がより過激になる場合と、(41)それとは異なる穩健な社会改革論者が過激思想に転化する場合の二つが想定されている。右に例示した逆効果論は主に後者の場合に属するが、この主張は合法的改革運動までもが禁圧されることを前提としたものであり、拡大適用論の延長線上にある。従って、仮りに政府のいう誤解が解消され拡大適用のないことが納得されたならば、この主張は成立しないことになる。いずれにせよ、これらの逆効果論は、とりもなおさず過激思想の抬頭を国家のために望ましくないと考えるところから出発したものに外ならない。ここでも彼らの基本的立脚点がいかなるところにあったかを鮮明に窺うことができる。

第四点として、代表的反対論者の中には既述の諸論点を説くと同時に、危険思想への対処方法として以下のような主張をするものも見られる。すなわち、日本人には外来思想を消化吸収する能力が伝統的に備わっているから危険思

想といえども自然に淘汰され危険はなくなるとする思想の自然淘汰論⁽⁴²⁾や、思想には思想で対処して危険なものを遠ざけるべきとする思想善導論⁽⁴³⁾、また、厳罰主義の前にこれらの危険思想が生じる土壌である社会上の問題を解決する方が先決であるとする土壌改良優先論⁽⁴⁴⁾などである。これらの主張は、危険思想が存在することを認めながらも、それに対する取締りの不要乃至は寛容を説いていることになる。政府も思想の自由を守るべきことは認めていた。しかし、最も危険な部分については厳罰で対処するのも止むを得ないとするのが政府の考えであった。⁽⁴⁵⁾政府は国家を破壊する意志を持つ言動は自由にできないと考えたが、取締り不要乃至寛容論を説く者は、それらを自由にした上での対処を考える。両者には自由の限界をどこに設定するかという認識の上で差異があったといえる。また、危険思想に対する危機意識という点でも相対的にみて樂觀的か否かの違いがあったことになる。しかし、右のような点から治安維持法を批判する者も、危険思想の自然消滅を期待したり、積極的な思想善導策や土壌改良策により根本的にこれを排除すべきことを説くのであり、危険思想を好ましからざるものと考えている点では政府の考えといささかも変わりがない。

以上、本章で見たように、代表的反対論者の思想上の基本的立脚点及び反対の諸論点は、すべて暴力主義、革命主義の思想を排すべきとの考えに結びついていた。議会における反対派議員の主張と主要新聞の社説のすべてが右のような立場からの主張で占められていたことは看過できない事実である。他の論者の多くも同質の主張を展開していた。治安維持法に反対した世論の大勢は、かかる性質のものであった。

四 中間的反対論の特徴

当時の反対論の中には、主張の内容ではこれまでに見た代表的反対論と共通する部分を持ちながらも、暴力主義、

革命主義を明確に否定する姿勢を示さない態度のまま階級対立の観点を強調して厳しい政府非難を展開していたものもあった。本稿で中間的反対論と位置づける右のような立場のものとしては、大山郁夫、森戸辰男、河野密、山川均等の主張がこれに該当しよう。

大山郁夫は次のように治安維持法を批判した。⁽⁴⁶⁾ すなわち、政府が真面目なる者が思わぬ禍を蒙るようなことは断じてないと説明したとしても、この弁明を言葉通り受け取る者は「考へのなさすぎる軽信的態度に陥」るものである、「どうにでも解釈され得るような」本法は、たとえ「不正の手段」によるものを罰するとの限定的言葉を用いたとしても解釈は屈伸自在であり、政府はこれにより無産階級とそれを中心として行動する全ての団体と個人を「眼の敵」として狙っているのである、とした。

大山はこの法律によって取締りの「危険区域内」におかれるものとして、貴族院改革や憲法上の統治組織の変更、軍縮、土地国有、税制改革等を挙げる。これらに累が及ぶことを説く点は先の拡大適用論と共通している。しかし、代表的反対論者とは異なり、彼の主張には革命的運動を排する明確な態度表示が見られない。もっとも、ここで大山は革命的運動を肯定する姿勢を示しているわけではない。労働露国からの赤化宣伝の取締りに対しても反対するとは述べていない。しかし、赤化思想それ自体に対する積極的な批判は一言もない。この点が大山論文の第一の特徴である。第二に、代表的反対論者は法案に手段の限定がないことを危険の原因として指摘していたが、大山によれば、たとえ「不正の手段」という限定があったとしても同法の危険性は些かも取り除かれな⁽⁴⁷⁾いことになる。政府は必ずその規定を蹂躪して無産階級全体を抑圧するに違いないとする大山の主張は、代表的反対論者と比較して政府不信の度合いの高いラジカルなものであった。

森戸辰男は次のように主張した。⁽⁴⁸⁾ すなわち、政府は無政府主義、共産主義の禁遏を目的とすると説明するが、本法は取締り対象の不明確さに加え手段の不法を条件とせず取締るのであるから社会主義全般が取締り対象となる恐れ

がある、なぜなら社会主義の思想は窮極の理想が共産社会にある点で共産主義と変わらないからである、また共和主義等も認められないこととなり、結局、本法の実質は民主主義・社会主義禁遏法である、とした。要するに拡大適用論である。さらに続けて、無政府主義も共産主義、社会主義、民主主義も、それが生じる「社会的基礎」があるから繁栄するのであり、法律によってこれらを威嚇することは不可能であるのみならず、逆にその運動を「狂熱的絶望的に激成」し、過激化、テロ化をもたらず結果となれば、同法のために却って永久の治安を破壊される、という逆効果論を述べる。以上の論点は代表的反対論とも共通するものである。

森戸論文の特徴は、社会主義も結局は共産主義を目指すものであるという思想原理の解説に多くのスペースを費やしていることと、大山と同じく、彼自身が共産主義思想を支持するの可否か、また、そのための手段としていかなるものを想定しているかという点につき、必ずしも鮮明にしていないところにある。社会主義一般も必然的に共産社会に向かうことを強調する点からすると彼は共産主義に好意的であると考えられる。しかし、共産主義を支持する旨を明言するわけではない。また、社会運動の暴力化を必ずしも好ましいとはしていない点や、トルストイや武者小路実篤の「新しき村」等の非暴力的な無政府共産社会追求の思想・運動への抑圧を歓迎しない態度を示している点などからすると暴力的変革には否定的に見える。しかし、いかなる場合にも暴力的手段に訴えてはならないという固い決意を彼が有していることを示す文言は見られない。この点が、代表的反対論者の態度と比較すると曖昧であった。

河野密は治安維持法の持つ意味と同法通過後の無産階級の態度について次のように述べる。⁴⁹すなわち、本法は私有財産制度の根幹に触れようとす一切の無産階級解放運動を「徹底的に弾圧する」ことに真の意味があり、政府はこれによって労働組合を「左傾的」陣営から「協動的」陣営に奪い返さんとしている、このとき労組のとるべき唯一の道は、これまで保持してきた精神を失わざることである、とした。彼は労組が協調主義化することを好ましくないと考え、従来の「左傾的」精神を維持すべしと説くが、ここで彼のいう左傾的精神とは協調主義やキリスト教的社會主

義、あるいは「急進ブルジョア」のそれとも異なるとする「共産主義」のことであった。

同論文において河野は、共産主義は歴史の必然的進法の法則に従う思想であり、「労働階級の意識的な指導」精神であるから、労働階級が存在する限り、この思想は絶滅することはないといひ、必ず共産主義社会の到来することを説く。労働運動、無産階級運動は治安維持法に屈することなく、右の必然的進法則に従う態度を貫き通せと主張するのが河野論文である。共産主義を前面に打ち出す姿勢は森戸よりも鮮明であった。しかし、彼は共産主義を歴史的必然と位置付けてはいるものの、それは抽象的に掲げられた目標という性格の域を出ておらず、森戸の場合と同じく、そのための具体的道筋や手段についての説明をしていなかった。

山川均は、治安維持法はブルジョアジーの支配と特権を擁護し、新興の無産階級勢力に報復するための最も悪虐な兇暴手段を合法化することに外ならないと位置付け⁽⁵⁰⁾、「不法な手段」の限定を付したとしても、その規定以外のものにも適用するに違いないと主張した⁽⁵¹⁾。不法手段の限定は無意味とする指摘は大山と同じである。

山川は右の如き拡大適用論から、本法の真実の目的は「或る種の無産階級運動」を罰することにあるのではなく、無産階級全体に圧力を加えることにありと非難するが、山川自身が「或る種の無産階級運動」を支持するの否かについては明言がない。もっとも彼は、暴力を以て社会を变革する目的で結社をつくるなどは「日本の今日には、よほど遠大な志をもった者でない限り思ひも寄らぬ事である。」とも述べる⁽⁵³⁾。直接の暴力行使には否定的ともとれる文言ではあるが、しかしながら、彼がその「遠大な志」を有する者の中に入らないことを断言しているわけではない。また彼は、治安維持法制定の結果、無産階級運動はすべて合法的運動の領域から「地底運動の領域」に追い込まれると予測するが、そのとき彼自身はこの地底運動に加担する意志を有するか否かについても明らかにしていない。代表的反対論者が述べていたような暴力主義を明確に否定する文言も見あたらない。

以上の大山以下の反対論は、等しく拡大適用論を説くものであったが、代表的反対論者があくまで合法的議会主義

的運動を擁護したいとする立場からこれを論じていたことと比較して、彼らの主張には合法的運動の擁護、非合法的運動の排斥という態度が鮮明には示されていなかった。それにひきかえ、一切の無産階級運動が抑圧されるという点を強調して、治安維持法を制定しようとする政府を非難する文字で溢れていた。共産主義社会の到来を必然視する立場も見られた。総じて、無産階級の解放という意識から現状の支配階級への強い反感を露にしている点で共通している。しかしながら、無産階級解放のための実現方法については特に説明がなく、それゆえ、結局のところ、最終段階に至るまで暴力的手段を容認するか否かが不鮮明であった。この点が中間的反対論の特徴である。かかる曖昧さの背景について考えてみると、それは論者の政治的思想的立場に由来するものと考えられる。

大山は当時進行しつつあった無産政党結成準備活動の中心的人物の一人であったが、その中でも左派に位置していた。それゆえ、治安維持法反対を主張していた時より約一年後に結成されることになる労働農民党内において、やがて左右の対立が顕在化し、左派のみによる再組織化が行われたときには、この労働党の委員長に推された程の人物である。今日、合法的な共産党のような存在であったとも評される⁽⁵⁶⁾彼には、思想的に共産主義を容れる側面があったことは間違いない⁽⁵⁶⁾。しかし、単一の合法的無産政党を組織しようとしていたその時に、治安維持法の取締り対象とされた共産主義的な側面を正面から打ち出すことは得策ではない。

河野は、右の労働農民党分裂の際、別に中間的無産政党として結成された日本労働党に参加した代表的人物の一人である。同党は議会議案を旗印に出発した社会民衆党を階級的正道を誤る小児病的右翼として排撃し、共産党色の濃い左派の労働党に対しては行き詰まれる小児病的左翼と非難を浴びせて登場した政党である。しかし、彼ら自身の存在理由がいかなるところにあるのかは曖昧であった⁽⁵⁷⁾。議案主義及び共産主義に対する態度には明確さを欠く面がある。すなわち、綱領にこそ合法的手段による改革の文言を掲げてはいたが、河野密のように必ずしも「革命主義」を否定⁽⁵⁸⁾しない者が理論面でこの党をリードしていた⁽⁵⁹⁾。それゆえ、後に無産政党の合同論議が高まった時に、社民党から反共

産主義路線を要求されると、同党は逡巡せざるを得なかった。⁽⁶⁰⁾このように革命主義、共産主義を明確に排斥できないところに日労党の特徴があったが、河野の治安維持法反対論も、やがてこの政党の中心的人物の一人となる素地を示していたといえよう。

森戸は大正九年の筆禍事件により下獄した後、一時ドイツに渡ったが、この頃は大原社会問題研究所の연구원としてマルクス主義思想の研究に取り組んでいた。⁽⁶¹⁾彼は筆禍事件後も無政府共産社会を理想とする信念には少しも変わりがなかったという。かかる理想を抱く者がマルクス主義研究に着手していた頃に治安維持法反対を唱えたわけである。彼の主張が思想原理の解説に重点を置いた上に共産主義の到来を待望する姿勢が滲み出たのも当然である。

山川は大正十一年の結党以来、日本共産党の理論的支柱であったが、この頃は前衛党組織を否定し大衆的な革命運動組織の必要を説く所謂方向転換論を提唱中であった。この後も非共産党マルクス主義者として論陣を張ることになる彼からは、いかなる状況になっても革命主義を採用しないという声が聞かれないことは不思議ではない。また、大衆化路線のためには、それを肯定しないことも必要である。

以上のような各々の立場から曖昧さを宿しながらも無産階級への抑圧として反対を主張した彼らであった。彼らの主張は代表的反対論者の態度とは異質な側面を持っていたが、拡大適用論に依拠した主張内容は代表的反対論と共通していた。また、少なくとも革命主義を明確に肯定する姿勢を示さなかった点でも代表的反対論者に近かった。それゆえ、次の第三の立場とも区別することができる。

五 革命肯定論者の反対論

これまでに見た代表的反対論や中間的反対論とは異なり、暴力革命を明確に肯定する立場から治安維持法に反対し

た者も社会の一隅には存在していた。革命肯定論者による反対論の典型は、雑誌『進め』に見られた主張である。同誌は大正十二年二月に日本共産党員を招き入れて創刊された自称「無産階級戦闘雑誌」で、ボルシェビズムの宣伝を目的としていた。⁽⁶³⁾かかる目的を有し、しばしば発禁処分にもされた同誌は、決して一般向けの雑誌ではない。この雑誌が治安維持法案を「無産階級虐殺法案」と酷評した。⁽⁶⁴⁾不法手段のみを取締るという制限を設けたとしても拡大適用されるに違いないとの指摘は前述の大山らと同一である。しかし、大山の場合とは異なり、この雑誌の主張には次のような内容が盛り込まれていた。すなわち、社会法則の必然である「社会主義」実現のための手段として、『暴力(不穏手段)』で行くか、『議会(平和手段)』で行くかは、一に支配階級の態度に依って決定⁽⁶⁵⁾される、今回の法案は支配階級による「暴力的挑戦」であるから、その結果もたらされるものは支配階級に対する「銃殺者」である、としていた。

敵の出兵によって暴力を用いるか否かが決まるとする考え方はマルクス・レーニン主義の革命戦略そのものであり、要するに暴力の行使を否定しないということである。ここに同誌の思想的立脚点を窺うことができる。それゆえ同誌上には、治安維持法制定後にとるべき態度として、悪法は却って革命を促進するから頗る結構である、吾々のとる道はただテロリズムがあるのみであるといった暴力革命を鼓吹する激しい文言が掲げられることにもなる。⁽⁶⁵⁾このように、暴力革命を肯定する立場を隠さない者による反対論が、一般向けでない一部の雑誌には見られた。しかし、かかる主張を展開したとき同誌は発禁処分とされたのであり、直接人々に影響を与えるような存在ではなかった。

革命肯定の立場から治安維持法に反対していた者の中には、右の雑誌のような露骨な宣伝とは異なり、場所によって主張を使いわけるといふ巧妙な方法を用いていた者もあった。布施辰治の場合がそうである。彼は、一般の新聞紙上等で筆を振るう時には、細かな条文解釈を行いながら結局のところ拡大適用の恐れがあるから危険であるとする反対論を述べていた。⁽⁶⁶⁾暴力革命を肯定するか否かについては言及のない中間的反対論と同一の主張であった。しかし、先の『進め』誌上では、彼は、治安維持法によって無産階級は「議会主義に墮落」してはいけないと述べ、反議会主

義の立場を鮮明にしていた。⁽⁶⁷⁾ さらに別の場所では、この法律は煽動、実行等は処罰されても個人の頭脳の中までは締めることはできないのであるから、正面から自己の主張を掲げて取締りを受けるような無益なやり方をするのではなく、「味方の損傷を慮る周到の戦術」により、我々の勢力を守るべきであると説いていた。⁽⁶⁸⁾ ここで重要なことは、彼が温存すべしと説く「味方」の思想が、「暴力革命を招来する如うな思想」を指していることである。⁽⁶⁹⁾ 彼は暴力革命の思想を味方と考へ、これを脳裏の中で守り抜けと主張するのである。

社会主義弁護士と呼ばれ、社会主義者や無政府主義者の弁護に熱心であった彼は、この頃は大山等と共に無産政党の組織準備活動にも参画していた。さらに数年後には共産党事件の被告を弁護して「極左の弁護士」とも称された。⁽⁷⁰⁾ 暴力革命思想を支持し、共産党員の弁護にも当たった人物が、一般紙上ではその立場を明らかにせず、中間的反对論者と同質の主張を展開していたわけである。あるいは前述の中間的反对論者の中にも、当時同様の使いわけを行っていた者があるかもしれない。

以上のような革命肯定の立場にある者が、革命思想を取締ろうとする法律に反対するのは当然のことである。ここで注意しておきたいのは、かかる立場から反対した者の中には、一般の前には直接その立場を示さず、その上で大衆を自己の思想に都合のよい方向へ導くべく政府非難の宣伝に努めていた者があったという点である。

同様のことが労働団体や思想団体等によって行われた反対示威運動についても指摘できる。この時期、各種団体によって行われた治安維持法反対運動は、既存研究のまとめるところによれば、反対デモが東京を中心に全国で延べ八か所、合計五千〜一万人余の参加人員があり、反対演説会等は全国で延べ三十五回、参加人員は一万数千人を数えたという。⁽⁷¹⁾ これらの大衆運動の先頭に立っていた団体として政治研究会を挙げることができる。⁽⁷²⁾ 同会は普選実施の気運を背景に単一の無産政党を組織するための準備団体として、あらゆる要素を包括して大正十三年六月に結成された暫定的政治団体にして一個の研究的機関である。⁽⁷³⁾ 前述の大山や布施は同会の有力メンバーであった。

この政治研究会等による反対示威運動には、既に知られているように、日本共産党の残存分子による直接間接の関与があった。結党直後からの同党党员である杉浦啓一は、後の予審訊問調書で次のように供述している。すなわち、共産主義者がこの法律に反対すべきことはいうまでもないが、それと同時に、同法は決して共産党のみに加えられた弾圧ではなく、全労働者階級に加えられた弾圧であることを「曝露シ宣伝スル」ために反対運動を組織し、その運動は「全労働階級ノ共同戦線ヲ張り」、最後まで徹底的に闘争すべきとの方針を立て、関東組合会議や政治研究会のメンバーと密接に連絡しながら治安維持法反対運動を遂行したという⁽⁷⁴⁾。

大正十一年にコミンテルン日本国支部として秘密裡に結成された日本共産党は、この頃、組織的には解党状態にあり、一部の者が残務整理委員会の形で命脈を保っていた⁽⁷⁵⁾。しかし好機があれば日本での革命運動を再興したいと考えていた彼らにとって、政府の提出した治安維持法案は当然のことながら甚大な脅威として覆い被さることになる。それゆえに、同法の成立を阻止することは彼らにとり死活的問題である。彼らが政治研究会その他を利用して反対運動をリードしようとしたことは少しも不思議ではない。

ところで、政治研究会は前述の通り左右のあらゆる要素を結集させた団体であったから、共産党の立場を正面に打ち出すことはできない。それゆえ、同会が組織として発表するビラや声明書等においては先の中間的反対論と同質の主張が示されていた⁽⁷⁶⁾。また、同会主催の反対演説会には、大山や布施の他にも反対派代議士の星島や有馬らも弁士として登壇することもあった⁽⁷⁷⁾。政治研究会の中間的反対論の主張や代表的反対論者をも取り込んだ反対運動は、たしかに杉浦の供述する戦術に合致するものであったといえよう。それでも、星島らの代表的反対論者は、既述の基本的立場を放棄しない限り、革命を叫ぶことはなかったはずである⁽⁷⁸⁾。共産党の立場からすれば、それでは不十分である。そのため、彼らは反対運動の中に潜入して内部から大衆の尖鋭化を図ろうとしていた。在野の反対運動を見ると、共産党の残存メンバーが本質的にいかなる立場にあったかを如実に示す場面も、時に垣間見ることができると、以下に

その例を示す。

二月十九日、都下四十有余の労働団体に組織された悪法反対同盟が、東京芝の協調会館で開催した治安維持法案反対民衆大会⁽⁷⁹⁾は、関東地方評議会の山本懸蔵が司会者となり、政治研究会の布施辰治の他、労働組合代表者数名が演説を行った。清瀬一郎、星島二郎、山口政二、中野正剛の各代議士も出席していた。会場には労働組合や政治研究会のメンバー等が「赤旗」を翻して乗り込んでいた。この日は、法案が衆議院に上程された日である。大会の途中で、その報が会場に伝わると、聴衆の熱気は一段と高揚し、抗議のため大会の代表者を議会へ派遣することになった。まさに代表者を送り出そうとしたその時、聴衆の中から関東印刷に属する一青年が壇上に飛び上がった。彼は手に「血染めのハンケチ」を持ち、これを振り廻しながら「赤旗」「赤旗」と連呼した。代表派遣者を含む約一千人の群衆が隊伍を組み、労働歌を高唱しながら議会に向かって練り出すと、途中で待機していた警察隊と衝突し、相方に負傷者を見る事件が生じた。

衝突事件については双方に言い分があるであろう⁽⁸⁰⁾。しかし、衝突に至る過程に見られた次の点は、事件の原因として必ず含まれてよいであろう。すなわち、血染めのハンカチを用いて煽動した青年と彼の眼前に控えていた赤旗の集団、及び大会をリードした日本共産党員の存在である。煽動した青年と赤旗を手に参加していた者が共産党に連なる者であるか否かは不明である。しかし、司会を務めた山本、及び議会派遣委員に選ばれた政治研究会の高野実や杉浦啓一は日本共産党員であったし、⁽⁸¹⁾また衝突で検挙された者の中にも同党の指導下に活動をしていた者があった。⁽⁸²⁾そもそも、この大会の各要所に右の者たちが位置し大衆を操縦していたことが、青年の煽動や警官隊との乱闘を生む下地となっていたことは間違いない。⁽⁸³⁾

治安維持法の直接の取締り対象であった革命組織に属する彼らは、その立場上、当然に同法に反対せざるを得ない。しかし、杉浦の供述にもあるように、大衆に向かっては、同法が共産党以外の無産運動をも抑圧すると宣伝すること

で反対の気運を盛り上げようとしていた。いつの時代も大衆は過激な思想をストレートに受け入れるものではないし、当時の世論もそれには否定的であった。その上に、官憲の取締りを自ら招くことにもなるから、共産党の擁護を前面に出すことは不可能である。それらのことを承知していればこそ、政治研究会や反対派代議士等を利用したのである。それでも、大衆を尖鋭化する好機とみるや自ら熱狂を演出し、しかも必要とあらば実力の行使も辞さず、自己の思想的本質を露にすることもあった。

以上、本章で見た如く、当時の言論界や大衆運動の中には、暴力革命を肯定する立場にあるが故に治安維持法に反対した者が一部に存在していたことを確認しておきたい。但し、彼らは極限られた中でしか正面から革命を説くことはできなかったし、一般に対してはその本質をカモフラージュすることもあった。他の論者を利用しつつ大衆を自己の立場に都合のよい方向に導こうとした実践活動家もいた。このように、革命肯定の立場からする反対論者は、他の反対論者の中に紛れ込んでいたり、社会の一隅に潜むように存在していた。従って、これらの反対論を過大に評価すべきではない。また、既述の他の反対論とも明確に区別して考える必要がある。暴力革命を肯定する者とこれを否定する者とは、思想上の基本的立脚点をまったく異にするからである。

六 結 語

治安維持法が制定された当時、わが国では随所で同法への反対が唱えられていた。まさしく反対の洪水の中で誕生したのがこの法律である。しかし、この時の反対論は決して単一色ではなかった。主張された内容は共通していても、詳しくこれを検討すれば、基本的立脚点の違いによって幾つかに区分できることがわかる。その中でも、反対派議員と新聞、雑誌の多くに見られた代表的な主張は、なによりも合法的社会改革を擁護したいと考えるが故に、拡大適用

とその結果としての逆効果を憂えたのであり、暴力革命は明確に排斥していた。また、革命排斥の点で不鮮明さはあるものの、少なくともこれを肯定する態度を示さない者による同内容の反対論もあった。

これに対し、反対論者の一部には明らかに革命肯定の立場から主張する者が存在した。その立場を隠蔽しながら反対論の一角に座を占めていた者もあった。大衆運動の中には日本共産党員による直接間接の指導が及んでいることもあった。治安維持法によって取締りを受けることが確実となる思想を支持し、あるいは実践しようとする者が、この法律に反対するのは当然である。かかる立場の者によって主張された反対論と、それを否定する立場の者による反対論は、思想的立脚点がまったく異なるがゆえに区別して考えるべきである。この点で両者を区別しないままに議論をしている既存研究の評価は妥当なものとはいえないと思われる。

以上、本稿は、治安維持法に反対した者であっても多くの論者は暴力革命を否定しており、この点では政府とも共通していたことを指摘した。総じて、当時のわが国では合法的に社会の改革を求める世論は強く、政府や議会もまたそれに理解があったのに対し、革命的思想は多くの国民からは歓迎されていなかったことがわかる。本稿の考察より、当時の日本人の社会思想に対する認識についても、その一端を窺うことができる。

- (1) 治安維持法に関する先行研究については「治安維持法関係資料文献目録と解説」(『季刊現代史』第七号(一九七六年六月一日、現代史の会)、大野節子「治安維持法」関係論文の紹介」(『歴史評論』第三三三号(一九七七年一月一日)、小林幸男「治安維持法成立過程に関する再論」(『立命館産業社会論集』第三〇・三二号(昭和五十七年三月二〇日))等参照のこと。
- (2) 木坂順一郎「治安維持法反対運動(上)」及び「同(下)」(『日本史研究』第一七号(一九七二年三月二〇日)及び第一九号(同年五月二〇日))。
- (3) 同右(上)、一〇二頁。
- (4) 同論文では本稿で指摘するように反対論者を革命思想に肯定的か否かによって区別する視点がなく、単に共産主義、無政府主義を取締りをもって反革命的、反動的と評価している。従って、ここで革命的、進歩的と位置付けられているものは、

これらの思想を指すものと推断する。

(5) 『第五〇回帝国議会 治安維持法案議事速記録並委員会議録 (思想研究資料・特輯第七号)』(社会問題資料研究会編・社会問題資料叢書第一輯、一九七二年八月一〇日、東洋文化社) (以下『議事録』と略す) 二一―三頁。

(6) 以上の政府のロシア革命、共産主義運動に対する考え方は、同右『議事録』中における大臣等の答弁を参照のこと。

(7) 『東京朝日新聞』大正一三年一月二五日。

(8) 『東京朝日新聞』他各紙大正一四年二月三日付夕刊、及び同年二月一九日等を参照。特に強硬な反対派を抱えていた革新倶楽部に対しては、同党の犬養毅通相と若槻内相との協議により、反対者と「二人宛懇談し、諒解を求むる」という説得工作も行われた(『時事新報』大正一四年二月一九日)。

(9) 本表は以下に示す新聞報道記事より作成した。表の右欄より、①『東京朝日新聞』『読売新聞』大正一四年二月一五日、②反対派代議士と新聞記者同盟との連合協議会(二月一八日)の出席者(『東京朝日新聞』他各紙二月一九日)、③反対各派代議士の会合で共同声明を発表したとき、この会合に出席していた者(『東京朝日新聞』『東京日日新聞』二月二〇日付夕刊)、④『読売新聞』『東京朝日新聞』三月七日、⑤反対投票者及び退席棄権者とも『東京日日新聞』三月八日。いずれも議員の名が一紙のみにしか掲載されていない場合も総合して示した。

なお、貴族院では、三月一九日の本会議採決の際、法案に反対したのは徳川義親、細川護立の二人のみであった(『読売新聞』三月二〇日)。

(10) 例えば、『東京朝日新聞』は「治安法の質問に星島二郎、清瀬一郎、有馬頼寧の名を聞く時、むうと臭い人いきれの中に一陣の清風吹きわたるを覚える」と評し(『今日の問題』(大正一四年二月二日付夕刊)、『時事新報』も「議会切つての色男」である星島、清瀬、鳩山一郎らが議会で「大気焔を揚げ『治安デー』は忽ち『一郎デー二郎デー』となった」と書いた(『院内余滴』(同年二月二〇日))。

(11) 前掲・木坂「治安維持法反対運動(下)」三―四頁参照。

(12) 山本武利『近代日本の新聞読者層』(一九八一年六月二五日、法政大学出版局)所収の「東京有力紙の購読率の変化」(二四五頁)のグラフから読みとれる大正一四年当時の各紙購読率は、第一位が『東京日日新聞』(購読率約一四%)、第二位が『読売新聞』(約一三%)、第三位が『東京朝日新聞』(約一二・五%)、第四位が『時事新報』(約一〇%強)であった。本稿は右四紙を分析対象とした。

- (13) この時期、治安維持法について直接論評を加えたものとして確認できた各紙の社説(第二社説含む)掲載日は次の通り。
『読売新聞』二月一日、一三日、一四日、二〇日、二二日、二五日、三月七日、四月二四日。『東京朝日新聞』一月二七日、二月一四日、三月五日、七日、一二日。『時事新報』二月一八日、二〇日、三月六日、二二日。『東京日日新聞』二月一日、二〇日。なお、この頃の『読売新聞』は「我等の主張」と題された論説欄が社説に相当した(『読売新聞一〇〇年史』(昭和五年一月二日、読売新聞社)三四八頁)。本稿で同紙の社説と称するときは、これを指す。
- (14) 前掲『議事録』二〇～二二頁、及び四一〇～四一一頁。
- (15) 有馬頼寧「治安維持法に就いて」(『我観』改巻第一〇号(大正一四年四月一日)五三頁)。
- (16) 有馬頼寧「悪法何の威力」(『時事新報』大正一四年二月二日、「真珠貝」欄)。
- (17) 大正一四年一月一七日社説。
- (18) 大正一四年一月一日社説。
- (19) 大正一四年三月一日社説。
- (20) 大正一四年二月一八日社説。
- (21) 大正一四年二月四日社説。
- (22) 大正一四年一月一六日社説。
- (23) 牧野英一「治安維持法案(乙)」(『東京日日新聞』大正一四年二月二五日)。牧野論文は同紙二月一九日を第一回とし同月二五日まで七回連載された。
- (24) 馬場恒吾「治安維持法の危険性」(『我観』改巻第一〇号(大正一四年四月一日)六九～七二頁)。
- (25) 前掲『議事録』二六八～二七三頁。
- (26) 前掲・有馬「治安維持法に就いて」四九～五一頁。
- (27) 前掲『議事録』一七一頁。小川法相の答弁。
- (28) 同右、三六〇頁。山岡萬之助司法省刑事事局長の答弁。
- (29) 註(27)に同じ。
- (30) 前掲『議事録』一七〇～一七二頁。
- (31) 同右、二二九頁。

- (32) 同右、一〇五頁。
- (33) 同右、九九頁。
- (34) 例えば、若槻内相は、二月一八日の革新倶楽部秘密代議士会で説明を行った際、「反対論の多くはすべての誤解から来て居るものと思はれる」と発言している（『読売新聞』大正一四年二月九日）。
- (35) 前掲『議事録』四一八頁。清瀬の発言。
- (36) 治安維持法が民主的な無産政党や労働運動を抑圧しなかったことについては、中村勝範「無産政党史論」（民主社会主義研究会編『大系民主社会主義 第二巻』〈昭和五五年一〇月五日、文藝春秋〉所収）三六九頁を参照のこと。
- (37) 星島二郎「私の履歴書」（『私の履歴書 第七集』〈昭和三四年二月一日初版、昭和四〇年一〇月一日第九版、日本経済新聞社〉所収）二四一頁。また、清瀬の治安維持法批判もデモクラシーへの信頼に裏付けられていたという指摘がある（黒澤良『清瀬一郎——ある法曹政治家の生涯』〈平成六年三月二〇日、駿河台出版社〉二八頁及び三六頁）。
- (38) 前掲・有馬「悪法何の威力」。また、前掲・有馬「治安維持法に就いて」五三〜五四頁も参照のこと。
- (39) 前掲『議事録』四二二〜四二三頁。なお、星島も虎ノ門事件の例を引きながら逆効果論を述べた（同上、一七五〜一七八頁）。
- (40) 「治安維持法は国家を危くす」（『東洋経済新報』大正一四年二月二日号、社説）一七〜一八頁。同社説は無署名だが筆者は石橋湛山である（『石橋湛山全集 第五巻』〈昭和四六年六月二五日、東洋経済新報社〉にも収録されている）。
- (41) 例えば、政友会の安藤正純は、治安維持法を制定することにより、逆に「乱暴な危険思想を懐いて居る者を助長する」憂いがあるとしていた（前掲『議事録』一六頁）。
- (42) 前掲『議事録』四〇五頁。星島の発言。
- (43) 『東京朝日新聞』大正一四年二月一四日社説、『東京日日新聞』同年二月一日及び二月二〇日各社説、清瀬一郎「治安維持法に就いて（下）」（『東京朝日新聞』同年二月一日）等。
- (44) 『我観』改巻第一〇号（大正一四年四月一日）巻頭言「過激主義の培養」は、過激主義は「国家社会が常調」を崩して「病気に罹れる」ときに生ずるものであり、これを治すには「切開」が必要なこともある、「無能にして特権を挟み、飽食暖衣して人に依り、有能にして陋巷に蟄伏するを余儀なくされては、既に常調を失ふや明白、其の甚しきを加ふるに及び、茲に勃然革命の起るを禦ぐこと能はず。」と述べていた。

- (45) 前掲『議事録』一〇〇一頁。若槻内相の答弁。
- (46) 大山郁夫「呪はれたる治安維持法」(『改造』大正一四年三月号)。また、大山「神經衰弱的法案」(『我等』大正一四年二月号、巻頭言)も同質の主張を行っている。同巻頭言の筆者は「大山」とのみ署名されているが、大山郁夫である(『大山郁夫著作集 第七巻』一九八八年五月三日、岩波書店)所収の「著作目録」(三五頁)参照。
- (47) 大山論文は実際の提出法案以前に新聞紙上で伝えられた案文を基に執筆されたものである。大山が引用する「暴行・脅迫・その他不正の手段を以て」(同右論文、三二二頁)の文字は、内務、司法両省及び法制局の手を経て政府の決定案となったと伝えられた案文(『時事新報』大正一四年二月七日)に含まれていたものである。
- (48) 森戸辰男「治安維持法と社会民主主義」(『我等』大正一四年三月号)。
- (49) 河野密「治安維持法の一観点」(『我等』大正一四年四月号)。
- (50) 山川均「第五十議会と無産階級」(『改造』大正一四年四月号)一七二頁。
- (51)(52) 山川均「合法化の憧憬」(『マルクス主義』大正一四年三月号)三二頁。
- (53) 同右、三一頁。
- (54) 註(50)に同じ。
- (55) 中村菊男・中村勝範『日本社会主義政党史』(昭和四一年九月一〇日、経済往来社)八九頁。
- (56) 藤原保信の研究によれば、大山は大正一〇年二月号『我等』誌上で理想主義を自己批判して以降、「一步一步マルクス主義に近づいてい」(二〇五頁)き、昭和二年六月までには完全に自己をマルクス・レーニン主義者と意識していたことは疑い得ないという(藤原保信『大山郁夫と大正デモクラシー』一九八九年二月一四日、みずす書房)一二四〜二二〇頁)。
- (57) 前掲・中村・中村『日本社会主義政党史』九八〜一〇〇頁。
- (58) 中間派こそ階級的正道の担い手であるとする主張の「代表的論者」であった河野も、「政治的革命的」の手段として「革命的に進むべきと、改良主義的に進むべきとは、時機の問題である。」という考えを有していたという(増島宏他『無産政党の研究』(一九六九年三月二〇日、法政大学出版局)七三〜七七頁)。なお、この発言は大正一四年八月のものであり、彼の治安維持法批判の論文では右のような文言は示されなかったので中間的反対論に含めた。
- (59) 日労党の理論的文書のひとつは河野が起草したという(同右『無産政党の研究』八三頁)。
- (60) 大野節子「日本労働党の指導精神」(『労働運動史研究』第三二号(一九六二年七月二〇日)三五頁)。

- (61) 森戸辰男「私の履歴書」(「私の履歴書・文化人20」〈昭和五九年七月二日、日本経済新聞社〉所収) 三二〜三九頁。
- (62) 森戸辰男「思想の遍歴 下」(昭和五〇年四月二〇日、春秋社) 六〇頁。
- (63) 田中真人「解説」(「進め」解説・総目次・索引)〈一九九〇年二月一日、不二出版〉一〜三頁。この頃の同誌は、思想的には不変であるが日本共産党とは一線を画すようになっていた(同上、七頁)。
- (64) 「是れ始皇の愚を学ぶ者」(「進め」大正一四年二月号、巻頭言)。同巻頭言上部に「不法手段」の文字を含む法案の要項が掲げられたが、これは註(47)で触れた案文の前に内務省がまとめたものである(『東京朝日新聞』大正一四年一月一六日)。この号は発禁となった(同誌三月号参照)。
- (65) 「端書回答」(「進め」大正一四年三月号) 四〜八頁参照。この号も発禁となった(同誌四月号参照)。
- (66) 布施辰治「治安維持法案の危険——当局の弁明を駁す」(『東京日日新聞』大正一四年二月一七日)。同論文は全文が『法律新聞』大正一四年二月二七日号、及び政治研究会機関誌『政治研究』第三卷第三号(大正一四年三月一日)にも転載された。後者には末尾に五行程加筆されている。
- (67) 布施辰治「妥協主義に戒心」(前掲「端書回答」所収) 四頁。
- (68) 布施辰治「治安維持法と無産階級運動」(『生活運動』一九二五年六月号〈田中惣五郎編『資料・大正社会運動史(下)』一九七〇年一〇月三十一日、三一書房) 所収) 八八〇〜八八一頁。
- (69) 同右、八八一頁。「暴力革命」云々の言葉は小川法相の言葉であるが、法相が「之を撲滅」すべしとしているのに対し、布施はこれを守るべきことを説く。
- (70) 布施辰治「ある弁護士の生涯——布施辰治」(一九六三年三月二〇日、岩波新書) 七四頁。
- (71) 前掲・木坂「治安維持法反対運動(下)」一八頁。
- (72) (73) 大野節子・二村一夫「解説」(法政大学大原社会問題研究所編『日本社会運動史料 原資料篇・無産政党資料 政治研究会・無産政党組織準備委員会』一九七三年五月三〇日、法政大学出版局) 所収) 四七〇〜四七四頁。
- (74) 「杉浦啓一予審訊問書(一九三〇)」(山辺健太郎編『現代史資料(19)』〈昭和四二年六月三〇日、みすず書房) 所収) 四六〇〜四六一頁、及び前掲・木坂「治安維持法反対運動(上)」一四〜一五頁。
- (75) 片岡政治篇『日本共産党史(戦前)』(公安調査庁調査資料・複製、昭和三十七年一月二五日、現代史研究会) 五九頁以下参照。

- (76) (77) 「治安維持法を一蹴せよ/政治批判大講演会」(前掲『日本社会運動史料 原資料篇・無産政党史料 政治研究会・無産政党组织準備委員会』所収) 八〇九頁。
- (78) 右のビラが撤かれた二月一日に開催された演説会の演説内容は新聞報道等でも伝えられておらず不明である。
- (79) 以下、大会とそれに続く衝突事件については『東京日日新聞』大正一四年二月二〇日付夕刊、同紙及び『時事新報』同年二月二〇日の記事による。『東京日日新聞』二月二〇日掲載写真中に「治安維持法案反対民衆大会」の立て看板が見える。
- (80) 事件直後、例えば片岡内務政務次官が「民衆の方でも随分乱暴したので(中略) 検束者を出したさうだ」と発言していたように(『東京日日新聞』大正一四年二月二〇日)、事件の原因として民衆側の実力行使も指摘されたが、コメントを求められた清瀬ら反対派議員は警官の横暴のみを非難した(同上)。後年の研究書においても前掲・木坂論文(下)、四〇五頁)や信夫清三郎『大正政治史』(昭和二十九年一月三〇日、河出書房、一一八五〜一一八六頁)等のように右の事件については警官の暴力のみが記述された。
- (81) 『日本社会運動人名辞典』(一九七九年三月一日、青木書店)を参照のこと。新聞報道では彼らが共産党員であるとは記されることはない。また、新聞では伝えられていないが杉浦もこの時の議会派遣委員の一人であったという(前掲「杉浦啓一予審問調書(一九三〇)」四六二頁)。
- (82) 合計二六名あった検束者中、名前が伝えられている者は次の通り。南喜一、本島一揆、北浦^(北浦)仙太郎、石橋庄吉、藤原久、中村良二、中岡政治、井上健、常谷孝一(『東京日日新聞』大正一四年二月二〇日)。このうち、南喜一は共産党委員長を務めた渡辺政之輔の下で活動していた人物であり(前掲『日本社会運動人名辞典』五四〇頁)、北浦千太郎(千)が正しい)はモスクワの東洋勤労者共産主義大学初の日本人留学生として極秘入露した経験をもつ(同上、二〇三頁)。藤原久は、この頃東京東部合同労組書記を務め、翌年の再建大会以降日本共産党中央に位置することになる斎藤久雄の別名ではないかと思われる(同上、二六四頁参照)。この大会には東部合同労組からも佐々木某が演者として出席していたことが確認できる。また、かつて共産党検挙事件で検挙されたことのある渡辺満三も、このときの検束者であったという(松尾洋『治安維持法』(一九八五年六月三〇日第六刷、新日本新書)一一九頁)。
- (83) 右の事件より八日前の二月一日にも都下労働団体等による演説会・反対デモが行われたが、このときには「竹槍」を布で包んだものを隠し持って参加していた者があった。この時の示威行動の中にも活発に立ち振舞う杉浦啓一の姿が見られた(『東京朝日新聞』大正一四年二月二二日付夕刊)。

〔追記〕 本稿の作成にあたり慶應義塾大学法学部中村勝範教授及び同・玉井清助教授より、御多忙の中、御指導御教示を賜わった。また、静岡理工科大学課題研究費の援助を得た。ここに記して感謝の意を表する次第である。

中村教授に師事して今年（一九九四年）で十年目となる。先生の御退職に際し、これまでの公私にわたる御指導御鞭撻に改めて感謝の意を表したい。